

見附市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月26日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第25号

見附市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

見附市農業集落排水施設条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「（軽微な変更による工事を除く）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- （1） 市が実施する工事
- （2） 管理者が別に定める軽微な工事
- （3） 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。